

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を
令和6年7月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 13名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10 番 朝倉 善則	11 番 鈴木 正徳	12 番 渡沢 寿
13 番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 梅津 智也
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知
 の報告について
日程第5 確第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転
 用許可制限例外の確認について
日程第6 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対
 する許可の可否について
日程第7 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申
 請に対する許可の可否について
日程第8 議第28号 非農地証明願に対する可否について
日程第9 議第29号 南陽市農用地集積計画の策定に係る決定
 について

5. (開会：ときに午後１時３０分)
会議の要領 令和６年７月１８日付け南農委告示第７号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、１３名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。
１２番 渡沢寿委員、１３番 安達芳紀委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 １２番 渡沢 寿 委員
１３番 安達 芳紀 委員

議長(高橋会長) 日程第２「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第４ 報第１１号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第１１号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第１８条第６項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が３０件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第１１号について、ご説明申し上げます。
議案書は１ページから４ページをご覧ください。
ただ今、提案されました、報第１１号について、ご説明申し上げます。
議案書は１ページから４ページをご覧ください。
１番から３０番までの全ての案件について、▲▲・▲▲地区の基盤整備事業に関連した解約となります。基盤整備事業の▲▲地区内の地権者より売却の希望がある農地について、中間管理事業による契約を解約し、所有権移転の手続きを行うものです。

嶋貫農地係長 所有権移転の内容は、議第29号の集積計画の案件となります。同様の事由による解約のため、案件ごとの説明は省略させていただきます。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 確第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、確第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、確第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページになります。
農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっておりますが、建築に際して届出をいただき、例外規定に相当するか確認しているものです。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲の一部 畑109㎡のうち一部の40㎡に農業用物置を建築するため願出があったものです。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、6番 青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番 (青木憲一委員) 7月18日に、私と浅野委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で、4条例外1件の調査を行いました。
この案件について申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第26号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページになります。
所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畑、合計311㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第26号の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番 (山岸誠委員) 7月23日に現地調査をまいりました。
申請地については、作付けはされておりましたが、草刈等の管理はされていまして。
以上です。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第27号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから▲▲字▲▲の畑 467㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があつたものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■■さんから▲▲字▲▲ 外2筆の現況畑 合計803㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があつたものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第27号に係る現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 (浅野厚司委員) 7月18日に、私と青木委員、山内事務局長、嶋貫農地係長の4名で、5条2件の現地調査を行いました。
全ての案件について、申請通りであつたことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第28号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第28号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第28号につきまして、ご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外2筆 登記地目畑 合計2, 158㎡が、平成12年頃から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。

嶋貫農地係長 耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) 現地調査について、高橋義昭推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 昨日、高橋義昭委員からご報告いただきました。
調査地は熊の出没が懸念される場所ということで、航空写真等を用いての確認をお願いしたところでしたが、近くまで車で行っていただいて、車から降りないで現地を確認して下さったということでした。
車窓から見て、山林化を確認したとご報告いただいております。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願ひ出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については願ひ出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第29号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第29号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年7月11日付け農第618号をもって、南陽市長から本委員会に対し、旧農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、所有権移転12件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第29号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は9ページからで、12ページにつきましては、総括表となっております。
所有権移転が12件で、田14, 086㎡、畑2, 598㎡、合計16, 684㎡の計画面積となっております。

梅津事務局長補
佐

1 3ページをご覧ください。

1 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の田 4 1 3 m²外 5 筆、現況田合計 3, 0 6 3 m²を所有権移転
するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の現況田 1, 1 4 7 m²外 1 筆、現況田合計 1, 8 8 4 m²を所
有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっ
ております。

3 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の畑 8 5 m²外 1 筆、合計 5 8 7 m²を所有権移転するもので、
移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

4 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の現況田 2 1 4 m²外 3 筆、現況田合計 7 5 4 m²を所有権移転
するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

5 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の現況田 1, 0 0 4 m²外 1 筆、現況田合計 1, 3 6 7 m²を所
有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっ
ております。

6 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の畑 6 2 8 m²外 1 筆の、田 1 3 6 m²、畑 6 2 8 m²の合計 7 6
4 m²を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振
替となっております。

7 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の現況田 1, 1 9 6 m²外 2 筆、現況田合計 2, 1 0 9 m²を所
有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっ
ております。

1 4ページをご覧ください。

8 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の田 4 2 m²外 1 筆、現況田合計 2 5 6 m²を所有権移転するも
ので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

9 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、
▲▲字▲▲の現況田 1, 3 0 5 m²外 1 筆、現況田合計 1, 6 2 8 m²を所
有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっ
ております。

1 0 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さん
に、▲▲字▲▲の現況田 5 6 m²を所有権移転するもので、移転の時期は
公告の日、支払いは口座振替となっております。

1 1 番につきましては、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さん
に、▲▲字▲▲の現況田 2, 8 3 3 m²を所有権移転するもので、移転の
時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

梅津事務局長補佐 12番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑1, 383㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
以上でございます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年7月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時50分)